

令和4年陸別町議会第2回臨時会会議録（第1号）

| | | | | | | | |
|--|---------------|--------------------|--|----------------|----------|-----------|--|
| 招集の場所 | 陸別町役場議場 | | | | | | |
| 開閉会日時 及び宣告 | 開会 | 令和4年7月25日 午前10時00分 | | 議長 | 本田 学 | | |
| | 閉会 | 令和4年7月25日 午前10時54分 | | 議長 | 本田 学 | | |
| 応（不応）招議 員及び出席並 びに欠席議員 | 議席 番号 | 氏名 | | 出席等 の別 | 議席 番号 | 氏名 | |
| | | 出席等 の別 | | | | 出席等 の別 | |
| 出席 7人 | 1 | 中村 佳代子 | | ○ | | | |
| 欠席 0人 | 2 | 三輪 隼平 | | ○ | | | |
| 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲㊦ 公務欠席を示す | 3 | 久保 広幸 | | ○ | | | |
| | 4 | 谷 郁司 | | ○ | | | |
| | 6 | 多胡 裕司 | | ○ | | | |
| | 7 | 渡辺 三義 | | ○ | | | |
| | 8 | 本田 学 | | ○ | | | |
| | 会議録署名議員 | 中村 佳代子 | | 三輪 隼平 | | | |
| 職務のため議場に出 席した者の職氏名 | 事務局長 庄野 勝政 | | | 主任主査 竹島 美登里 | | | |
| 法第121条の規定 により出席した者の 職氏名 | 町 長 | 野尻 秀隆 | | | | | |
| 町長の委任を受けて 出席した者の職氏名 | 副 町 長 | 早坂 政志 | | 総務課長 | 今村 保広 | | |
| | 町民課長 | 棟方 勝則 | | 総務課主幹 | 請川 義浩 | | |
| | | | | | | | |
| 教育長の委任を 受けて出席した者の 職氏名 | | | | | | | |
| 農業委員会会長の 委任を受けて出席し た者の職氏名 | | | | | | | |
| 議 事 日 程 | 別紙のとおり | | | | | | |
| 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり | | | | | | |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり | | | | | | |

◎議事日程

| 日程 | 議案番号 | 件名 |
|----|--------|-----------------------------|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | | 会期の決定 |
| 3 | 議案第47号 | 陸別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 |
| 6 | 議案第48号 | 令和4年度陸別町一般会計補正予算（第3号） |

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎開会宣告

○議長（本田 学君） ただいまから、令和4年陸別町議会第2回臨時会を開会します。

◎諸般の報告

○議長（本田 学君） これから、諸般の報告を行います。
議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（本田 学君） 町長から、行政報告の申し出があります。
野尻町長。
○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 6月定例会以降、本日までの行政報告を申し上げます。
お手元に配付の書面のとおりの内容ですが、口頭で1件、町内における新型コロナウイルス感染状況について御報告申し上げます。
北海道が公表した本年7月16日現在までの陸別町で、感染が確認された方の総数は177名、令和3年度が19名、令和4年度が158名となっております。6月下旬から7月上旬は、いつとき感染者が確認されませんでした。その後、全国的な感染拡大とともに、町内においても再び感染者が増加してきております。町民の皆さんには本格的な夏を迎え、マスク着用による熱中症にも注意しながら、今後も油断することなく感染予防に取り組んでいただきたいと思いますところであります。
以上で、行政報告を終わらせていただきます。
○議長（本田 学君） これで行政報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（本田 学君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、1番中村議員、2番三輪議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

- 議長（本田 学君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。
本件については、本日、議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

- 6番（多胡裕司君）〔登壇〕 令和4年陸別町議会第2回臨時会の運営について、本日開催いたしました議会運営委員会において、慎重に協議しましたので、その結果について御報告いたします。

本臨時会に、町長から提出のありました議案は条例の一部改正1件と、令和4年陸別町一般会計補正予算（第3号）の計2件であります。

よって、議案の内容を総合的に勘案の上協議した結果、本臨時会の会期につきましては、本日1日間とすることに決定をいたしました。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御理解、御協力をお願い申し上げ、御報告といたします。

- 議長（本田 学君） お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日1日間としたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

◎日程第3 議案第47号陸別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（本田 学君） 日程第3 議案第47号陸別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

- 町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第47号陸別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてですが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行及びマイナンバーカードの普及促進

に寄与するため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） それでは、議案第47号を説明申いたします。

陸別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する。

議案説明書、資料ナンバー1をお開きください。

新旧対照表となっております。

改正点は2点です。

1点目は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律、これが令和元年に施行されております。今回、その後の改正を行います。第2条と第5条です。

2点目は、マイナンバーカードの普及促進のため、マイナンバーカード所持者に対する印鑑証明書発行の簡略化を図るものです。これは第12条です。

まず第2条、現行です。

印鑑登録を受けることができる者は、住民基本台帳法に基づき本町が備える住民基本台帳に記載されている「15歳以上（成年被後見人）を除く。」の者とする。この括弧の中が、成年被後見人から意思能力を有しない者に改正されます。また、15歳の「歳」の字を才能の「才」から年の「歳」に改正します。

続きましては、第5条第2項です。

4行目、備考欄に「記載されている」を「備考欄に記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている」に改正されます。

続きまして、第12条です。

印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証明交付申請書に印鑑登録書を添えて、町長に提出しなければならない。これにただし書きを加えます。ただし、印鑑登録者がマイナンバーカード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を提出した場合は、本文の規定により申請されたものとみなすであります。

マイナンバーカードの提出により、申請書と登録書の提示を省略しようとするものであります。

以上で、資料の説明といたします。

議案集に戻ります。

改正内容は、資料の説明のとおりですので、附則を読み上げます。

附則。この条例は、令和4年8月1日から施行する。

以上で、議案第47号の説明といたします。

以降、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議お願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 印鑑証明に関する条例の改正なのですが、ここでいうことは、印鑑証明は従来どおりの申請証明が欲しいと。今現在は、印鑑証明書というのか、赤いようなそういうものを今後も交付されるのか、それともマイナンバーカードを持っていないとできないのか、その辺の説明が足りないのですけれども、いずれにしてもマイナンバーカードは今後の議案にもありますけれども、あくまでも本人の意思でやられることなので、印鑑証明がカードを持っていないことによってされないということはないと思うのですけれども、その辺従前どおりを持っていない人は、印鑑証明書を発行してもらえらると思うのですけれども、その辺の疑問はどのようなのですか。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 印鑑登録自体は変わりありません。申請がありましたら、登録書を交付しますので、赤いカードを交付しますので、それを持っていけば出せると。今現在は、そのカードがあれば第三者も交付できますので、その制度は変わらない予定であります。あくまでも本人が見えた場合については、マイナンバーカードを提示されれば、交付しますということであります。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） それに併せてですよね、簡単に言えば印鑑証明書が欲しいという申請の段階において、マイナンバーカードを持ってなくて、印鑑証明書さえあればいい、従前どおり、今までどおりで印鑑証明を交付してもらえるのかどうか、その辺について伺いたい。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） それは変わらず、印鑑登録書があれば交付いたします。それは変わりません。

○議長（本田 学君） ほかに。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 一つお伺いしたいのですが、第2条の登録の仕方の中で、今回、改正されます成年被後見人を、意思能力を有しない者に改めるわけではありますが、意思能力を有しない者という客観的な判断は、別に規則等そういうものがあるのか、どういう判断の仕方をするのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） この改正は、令和元年に改正されたものでありまして、成

年後見人の関係の法律が改正されているということで、取扱いは現在と変わらないと思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 成年被後見人というのは、明らかに裁判所が指定というか、登録するわけですから、客観的な判断基準にはなると思います。ただ、意思能力を有しない者というのは、これは誰がどのように判断するのかというのは、非常に難しいとは思いますが、これはどういうことになるのですか。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 今でも例えば高齢の方とか、意思がはっきりしない方もおられる場合もあるのですね。家族の方が来られて登録されるという場合もありますので、それもあくまでも面接をしまして確認をするのですが、そういう状況もたまにありますので、これがもし確認できない場合は、当然、交付できないということになります。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 例えば、この条例とはまた別ですけれども、こういう意思能力を有しない者という表現の仕方はいっぱいあると思うのです。そのときに複数の受付担当者が確認するとか、記録を残すとか、もっと言えば、例えば認知症であれば医師の診断書があれば、一つ客観的な評価になるのですが、そういうことは全く考えていないということですか。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 現在は、いわゆる成年被後見人は、印鑑登録受けられないという規定であります。今回、改正によって成年被後見人であっても、法定代理人等が同行して意思が確認できれば、交付できるという規定に変わったということでありませう。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 今の答弁は、成年被後見人でも保護者等が立ち会えばできると、逆に成年被後見人ではなく、意思能力があるかないかという判断、これは成年被後見人に関してこの言葉が適用するわけではないと思うのです。問題はほかの場面でもそうなのですけれども、意思能力を有する、有しないというのは非常に判断難しいのです。ですから、先ほど言いましたように便宜上、複数の担当者が対応したという記録を残すとか、そういうことをやるわけですけれども、そういうことは想定していないということですか。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 対応記録は残しております。今までもそういうケースがあれば対応記録残しております。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第47号陸別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第48号令和4年度陸別町一般会計補正予算（第3号）

○議長（本田 学君） 日程第4 議案第48号令和4年度陸別町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第48号令和4年度陸別町一般会計補正予算（第3号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ377万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億3,776万7,000円とするものであります。

内容につきましては、副町長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、議案第48号の説明をいたします。

議案書1ページを御覧ください。

議案第48号令和4年度陸別町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

これより、事項別明細書により説明をいたします。6ページをお開きください。

6ページ、2、歳出からであります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、マイナンバーの普及促進に係る費用268万2,000円の補正であります。

資料により説明をいたしますので、議案説明書資料ナンバー2を御覧ください。

まず、現状であります。当町の普及率は、本年4月末現在で25.4%、道内で174番目の低い普及率となっております。普及率が低いのは、マイナンバーカード所持者による町民のメリッとが、少ないことが要因だと思料しております。国は6月30日から最大で2万円分のポイントを付与するマイナポイント第2弾を、カードの申請期限を9月末として開始をいたしました。総務省はマイナンバーカードの取得率が低い自治体を名指しで普及強化を要請しております。来年度から取得率に応じて地方交付税の配分額に格差をつける方針も表明しております。

これらを受けまして、当町ではカードの普及促進のために窓口における声かけ、申請の代行、マイナポイントの申請手続の代行、新規取得に対する奨励費の交付などの対策を講じる考えであります。これにかかります費用としまして、申請を代行するためのタブレット端末、スマートフォンの備品購入で合わせまして182万円、申請者1人に対し5,000円相当の商品券などによります奨励費500人分250万円を予算計上するものであります。

また、今後の取得者への対応としましては、カードを持参すれば町民課窓口での証明書等の発行の際に、申請書の提出などを簡略化して、町内の診療所での健康保険証の利用についても、現在、検討をしているところであります。

予算書の6ページに戻ります。

補正予算の内容につきましては、ただいま資料により説明したとおりであります。

続きまして、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の給付事業に係ります費用17万4,000円の補正であります。この事業につきましては、令和3年度からの繰越明許費によりまして本年度も実施しているところであります。支給対象者に令和3年度に加えまして、令和4年度の住民税均等割非課税世帯、令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減り、住民税均等割非課税世帯と同様に生活が困窮している世帯を加えまして、最終締め切りにつきましても5月末日から9月末日に変更されたことによります事務費分の補正であります。

なお、給付金につきましては、繰越分で賄える見込みでありますので、今回補正をしておりません。

3節職員手当等は、担当職員の時間外勤務手当で3万円、10節需用費は、広報掲載等での住民周知のための印刷製本費1万2,000円、18節負担金補助及び交付金は、

システム改修のための北海道自治体情報システム協議会の負担金13万2,000円であります。この事務費につきましては、支出額と同額が、国の補助となっております。

次のページに移りまして、2項児童福祉費3目児童措置費62万円ではありますが、議会6月定例会におきまして議決をいただきました、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付事業の補正であります。児童手当の受給者の増、それから新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変したことにより、支給該当となった対象児童8名分40万円と、北海道の対策として上乘せをすることになりました1人1万円分、22名分で22万円、合わせまして62万円の計上であります。この給付金は、40万円分が国の補助、22万円分は道の補助となります。

次に、4款衛生費2項清掃費2目塵芥処理費30万円の補正であります。7月4日、町内のクンネベツのストックヤード内で、作業のために始動しましたショベルが敷地内のD型倉庫に接触する事故が発生いたしました。これによりまして、D型倉庫のガイドレールなどが損傷しまして、シャッターの開閉に支障が生じたため、修繕しようとするものであります。この修繕費用につきましては、建物災害共済金の適用を受けるべく現在書類を提出しておりまして、審査を受けているところであります。同額を歳入にて計上させていただいております。

8ページから11ページにつきましては、給与費明細書がつけてありますので、後ほど御覧をいただきたいと思っております。

以上で、歳出の説明を終わりました、次に歳入の説明に移ります。

4ページをお開きください。

4ページ、1、歳入。

10款1項1目地方交付税は、普通地方交付税で262万4,000円の補正であります。地方交付税の補正後の内訳は、普通地方交付税が19億8,356万6,000円、特別地方交付税は当初と変わらず2億円の計上でありまして、合計21億8,356万6,000円となります。令和3年度の普通地方交付税の確定額が22億282万8,000円でありますので、これと比較しますと、補正後の利用額は2億2,202万5,000円となります。

次に、14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金5万8,000円の補正ですが、マイナンバーカード交付に使用しますiPadの購入分に対します補助金であります。2目民生費補助金57万4,000円の補正につきましては、1節社会福祉費補助金が、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の事務費補助金で、今回、歳出で計上しました事務費の総額と同額の17万4,000円、2節児童福祉費補助金の子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金につきましては、追加8名分の40万円の計上。

15款道支出金2項道補助金2目民生費補助金も、子育て生活支援特別給付金に係ります道の上乗せ分22万円分の補正であります。

5ページに移ります。

20款諸収入4項3目雑入は、ストックヤードのD型倉庫の修繕料と同額の建物災害共済金30万円の補正であります。

以上で、議案第48号の説明を終わります。

以後、御質問によりお答えをしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから、議案第48号令和4年度陸別町一般会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから7ページまでを参照してください。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） マイナンバーに関わる予算が今回措置されて、それに併せた事務とかそういうものも出されているのですけれども、いずれにいたしましても資料によりますと、マイナンバーカードを国が決めていった中でもう数年というか、10年ぐらいたつのではないかと思うのですね。そういった中で、なおかつ陸別の場合、25%しか普及していないというそういう実態の中で、これは町民の中にマイナンバーをメリットがあるといっても非常に不安がっていると、また心配もあると、そういった中だったのですけれども、今回500人の規模的な普及をすることによって、どのくらいの普及率になるのか。その普及率によつて、先ほど説明あったように交付金の関係で、それによつた形で言い方悪いかもしれないけれども、ペナルティが低かったらですよ。というか、自治体の名前公表とか、そういうことをされるわけなのですけれども、それが500人によって、そういうものはクリアされるのかどうか、その辺の形で。それが果たして町民の全体に、先ほど言った何年たっても普及できないという心配というか、マイナンバーに対する不信感をぬぐい去ることができるのかどうか、その辺のことをお聞きしたい。

それから、このマイナンバーカードに関しては、国の交付金で今回対応できるという、総額的に全国で幾らぐらいなのか分かりませんが、こういうシステムをつくるために行われる、簡単に言えば器械というのか、そういうものに対する大手の企業に丸投げしながら、この事業を進めようとしている。これは今までも僕も言ったことあるのですけれども、数次的には分かりませんが、これをつくるためには相当なそれこそ何千万円単位、何千億円単位で使われているというそういう中で、果たして本当に国民のためになるのかどうか。そういった意味で、先ほどの印鑑証明もありましたけれども、果たしてこれによってメリット、あるいは町民が不安がっているデメリットという点については、どこまでそういうのを押さえているのかどうか、その辺について答弁願います。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 普及率につきましては、4月末で25.4%です。これは600人の方に交付されたということで、25.4%です。今回500名分の予算計上ということで、4月末から現在も順次交付されていますので、500名が増えれば50%を超えるのかなと思っています。

ペナルティにつきましては、まだ詳細は来ていませんので、今、答弁できない状態があります。

また、セキュリティーにつきましては、国のほうの紙を見ましても万全であるということが書いていますので、僕らはそれ以上追及することはできない状態であります。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 普及するために町民に喚起するということですか、こういうことができますからとか、いろいろなメリットというのかい。簡単に言えば、数年たってもまだ25.4%です。それをあと500人の方に普及するため、簡単に言えばお金で2万円ですね、総額で。当たるからという単純な言い方で普及するのか、いろいろなものに使えるというか、今後、例えば貯金通帳等もすれば、税金の申告とかいろいろな形で便利になりますよと。

それから、先ほどの印鑑証明なんかもマイナンバー持っていれば、必ず交付する場合には町としては手数料かかりますよね。そういうものは無料になるのか、そういうカードさえ持ってくれば、すぐ交付します、手数料は要りませんかとなるのか。その辺が明確でないのですけれども、そのメリットというのかい、そういうものはどういうふうに宣伝しようとしているのか。もし项目的にあれば、まして今後このマイナンバーというのは1回つくと、いろいろな面でひも付されてくる。

先ほども出ていましたけれども、今まで先につくった人は5,000円かい、当たらないとかというそういう不公平感が出てくる可能性の中で、どういうふうに今後、これから町民の方に説得できるそういう材料は、どういうふうに考えているのか伺いたいと思います。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） マイナンバーカードのメリットですね。後ろに書いていますが、町民課窓口で証明書発行等の簡略化を図りたいと。今、いろいろ申請を書いてもらっていますが、それを単純に言えば名前だけ書いてもらえば、あとは聞き取りで全部処理したいと思っている部分があります。

あと診療所ですね、保険証利用ができれば、保険証を持たなくてもいいということになりますので、それはメリットかと思えます。

あと手数料、例えば印鑑証明手数料、今、300円ですが、それを減免なり無料にすることは考えておりません。

予算取れましたら5,000円の奨励金を出そうということで予算を見ていますが、施

行は8月1日から予定していきまして、それは年度内3月まで、申請された方に出したいということで、今言ったように事前に持っている方は対象になりません。それはどこかで線引きしないとならないので、対象にならないということにしております。

今現在、マイナンバーカード、町に来ている部分も何件かありますので、その交付につきましては、予算通りでしたら待ってもらって、8月1日以降の交付にして、奨励費は出したいなと思っています。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 非常に物すごく疑問に思うのは、8月以降で今現在申請しようとしている人については待ってもらってということは、今までいつの時点が分かりませんが、1万5,000円か、いわゆる7,500円、7,500円ね。今回の5,000円プラスというけれども、その5,000円は今までつくった人は当たらないのかな、それは8月以降の申請でないという、その辺。余りにも時間の関係で町民の方が差があるというか、不公平感があるような感じしたのですけれども、いつの時点から、今年の1月1日からそういうものを申請した人たちにとっては、5,000円を給付するのか、その辺明確でないような気がしたのですけれども、それはどうなのですか。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） マイナポイントの関係は、町の政策に係わらず、2万円分のポイントは9月末までにカード申請すれば当たります。問題は、町の分の上乗せ分の奨励費ですが、これは予算通りまして、段取りがしまして、8月1日以降のマイナンバーカード交付した人に対して、給付したいということであります。それは今年度末まで、3月末までの予定で500名分の予算計上であります。

以上です。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今までも質問した中で、御答弁もいただいたのですけれども、こういう国民に何というか、誤解を招くというより混乱を招くようなカードが、果たして本当に今後必要なのかと。今までだってちゃんと年金手帳だってあるし、国民健康保険だってあるし、それなりに印鑑証明だってきちっと今までされた行政の中で、何の不具合もなかったと思うのですね。

そういった意味で、こういうマイナンバーによってひも付というのですけれども、ひも付というのかな、そういう中でされることについては私は非常に疑問に思う。今の質疑の中でも、結局、先にもらった人と後からもらう人の差があるということは、あく

までも国民間における不公平感があるということを含めて、今後、普及率が下がっていて、自治体の交付金が差をつけられるということそもそもがおかしい話で、今後、普及率が全国的にあまり上がらなかつたら、今度はもっとマイナポイントかい、ポイント3万円になるとかという、そういうようなことまでしてやるのか。

それとも、こういう仕組みをつくった企業体における器械システムとか、そういうものまでやっていくということは、国民の税金があまりにもマイナカードに対する不信感というか、無駄なことだと私は思っていますので、この辺については意思的にはあまり賛成したくないというか、賛成したくありませんけれども、今後、議会の諸公の皆さん方があくまでもこれを求めて、多数決で決めていくようになると思うのですけれども、そんなことでマイナカードについては、これからもかなりいろいろな面が出てくると思うのです。

今、課長が説明したように、500人によって50%普及できるといっても全国的に、今、僕の知っているのでは40%ぐらいだと思うのですね。それが今現在、陸別町当町においては25%ということは、全国レベルから百何十万枚といったかい、低いところ。これを果たしてやることによって上がるかどうかというのは、それは個々の交付を受ける町民の判断だと思うのですけれども、今後、待っていたらもっとポイントがつくのではないかと人もいと聞いていますので、その辺の形で答弁というか、どういう形で答弁されるか分かりませんが、鋭意努力して町民にお得な宣伝をしていくかどうか。テレビや新聞等でいっぱい出てくる、ああいう広告だって物すごい金ですよ。

だから、そういったものなら、本当にもっと国民に1人10万円やるというならまた別だけれども、そういうような話で普及することの方針を、もう一度答弁願いたいと思うのですけれども。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは前段、私のほうから。

まず、マイナンバーカードの交付金の関係ですけれども、交付税の関係については先ほど町民課長から申しあげましたとおり、まだ、来年格差をつけるという方針だというだけで、中身が出てきておりません。この段階ですので、町としてはこれらにおいて政府が、交付税というのはあくまでも地方それぞれに、同等のサービスが受けられるようにということで配付されている交付税でありますので、こういった制度を改正して利用するようなことはしないようにということで、これからも申しあげていきたいというふうに考えているところであります。

それから、マイナンバーカードの普及の関係で2万円のポイント、これについては政府はもう決めて進めておるものですから、町のほうとしてこれをやめてというようなことにはなりません。この辺は御理解いただきたいなと思います。

それから、5,000円分の奨励費の関係につきましては、どこかで基準をつくらな

ればならないと。あくまでも普及促進のための町としての対策であるということで、基準として8月1日から今年度、国はポイント自体は9月末ですけれども、町としては年度内、皆さんに申請していただいて、あとの交付税がもし制度化されるようなことがあっても、その辺についてはきちっとやっていますよということも、一応できるのかなというふうに思いますので、その辺は確かに最初にやった人と今からやる人では差があるとは思いますが、これは御理解をいただきたいなと思います。

マイナポイントについても国の制度も、やはり6月30日から開始ということで、同じように普及促進のために6月30日から9月末までというふうにしておりますので、当町としても8月1日からということで、この辺の御理解をいただきたいなと思います。

以上であります。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 担当課長、また、副町長の説明で十分でないのかなというふうには思うのですが、こういう郡部の町村に議員おっしゃるように、普及が伸びなかったというのはそれなりの理由があるというのは、はっきりしていると思います。ただ、これあくまでも国の方針なので、我々も町民の皆さんに例えば先ほども申しあげました行政手続きの利便性等々提供できるのであれば、それはそれでやっぱり理解しながら進めていかなければならないというふうに思っています。

ただ、一番この件で大事だと思うのは、マイナンバーカードの普及率によって交付税、これを増減させるというのは交付税の偏在、あるところにだけ偏るという意味ですが、そういうことをなくすというのが、もともと平等性あるのが大前提でありますので、それはいかななものかなと。交付税に反映させるのはいかななものかなと思いますので、関係省庁、また関係機関、また各政党の国会議員の皆さん等にこれからも強く訴え続けていきたいと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） ほかに。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは3款民生費の1項1目の社会福祉総務費の中の先ほど議案の説明にありました住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金、それから2項3目の児童措置費の中の子育て世帯生活支援特別給付金、この関係についてであります。子育て世帯生活支援特別給付金、これは申請は不要という形をとるだろうと、そのように思っております。一方、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金、これは申請というか、その手続の期間が延ばしたと、これは国のほうの考えでは給付実態を見て、もう少し給付の実績を上げようとしていると、そのように私は理解しております。

それで、これは臨時特別給付金のほうは、あくまでも既に説明受けておりますように、確認書を送って、それを返送された方に限定するということになるのか、あるいは今のように給付率を上げるとするのであれば、子育て世帯生活支援特別給付金のように

プッシュ型というのか、申請がなくても給付するようになるのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 住民税非課税世帯の給付金につきましては、令和3年度で実施しまして、令和3年分の住民税非課税世帯ということで給付しております。給付期限が9月末ですが、令和3年分の対象者については2人だけ、まだ未申請の方いらっしゃいます。確認取れていない方が2名いらっしゃいます。

今回の令和4年分につきましては、令和3年度分は非課税でなくて課税だったのですが、令和4年度に非課税になった方が該当になりますので、その方は申請書送っていますが、40名程度いらっしゃいますので、その方は申請で対象になります。それ以外に転入者等も対象になりますが、あくまでも申請が要りまして、対象になるということで、今、手続きしております。

子育て世帯支援のほうは、当初14名で予算見ていましたが、非課税世帯が増えたということで22名の予算が、8名増えました。それに伴って、道の分の上乗せが1万円ありましたので、合計6万円の給付ということで、この予算計上をさせていただきます。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 分かりやすく聞きたいと思います。

子育て世帯生活支援特別給付金、これは申請は不要と。それから、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金は、あくまでも確認書の返送を受けた者に限定すると、そういうことでよろしいですか。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） そのとおりであります。

○議長（本田 学君） ほかに。

6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） それでは2点ほどお尋ねをします。

まず、マイナンバーカードのほうなのですけれども、最初につくっている人は5,000円はいただけない、しかしながら2万円のポイントはいただける。8月1日からつくる人は、2万円のポイントとプラス5,000円分の商品券がいただけるでいいと思うのですけれども、例えば、2万円のポイントをいただく場合、この手続きは誰がしてくれますか、そこら辺も詳しく町民の皆さんに説明してもらわなかったら、マイナンバーカードつくれば2万円もらえると、単純に思ってもらっては困ると思うのですよ。やはりキャッシングカードだとかいろいろ、それと当町でこの2万円のポイントを使えるところはないと思うのですよ。コンビニ等ですとか、2万円のポイントを利用するとなれば当町はないよな、恐らく、そこら辺もきちっと。町民の皆さんに手続きのときに、きちっと説明をしていただくと同時に、今、携帯で決済できる時代ですから、携帯で2万円の

ポイントを入れるのか、アプリを使ってね、そういうこともきちっとしてくれば、恐らく上がっていくとは思うのですよね。今、携帯の決済はやりですから、そういうことも含めた中でこの手続に8月1日から入る場合に、町民の皆さんに説明をしていただけるのが筋ではないかなと思っています。

私もこの間つくりました。私の2万円のポイント、どうやって入れてくるのかなというのは、私は分かりません、逆に言えば。キャッシュカードもございませんし、そこら辺も含めて町民の皆さんにきちっとした回覧等で、もう1回再度分かりやすく説明いただければなと思っています。

それと、4款の衛生費で1点なのですけれども、例えば先ほど副町長のほうから、建物共済のほうで修理をして3,000万円程度というのですけれども、ショベルには保険入っていないのですか。僕は、ショベルで建物にぶつけた場合は、ショベルの保険で免責だけでやれば1万5,000円、3万円、5万円で済むと思うのですけれども、そこら辺をどうして町は考えないのかと。建物共済のほうで30万円ですけれども、恐らくショベルに保険入っていると思うので、ショベルのほうの保険を使えば恐らく免責分で済むので、そういう考え方のほうがいいのではないかなと思って質問します。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） まず1点目です。

窓口で丁寧に説明したいと思っています。マイナポイントにつきましても、窓口で申請代行したいと思っています。あくまでもキャッシュレスする機能があるカードがなければできませんので、それが持っている前提になります。ただ、未成年の方とか子供の方は、親のカードでもいいということになっていますので、親のカードがあればポイントつけれると。ただし、カード1枚につき1人分しかポイントないということですので、家族4人いれば4人分のカードが必要だということになります。そういう制度みたいで、成年者は他人のカードは使えないと、あくまで本人分だけということですので、その辺を窓口で説明したいと思います。

町内で使えるかどうかという話は、町内でキャッシュレスカード使える店もありますので、そこではポイント使えるかなと思います。飲食店で何軒か、ペイペイ等使える店がありますので、そこではポイント還元はできるのかなと思います。

以上です。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 2点目のショベルの関係です。

この辺は、保険会社とも話ししてまして、実はショベルも塗装がはげたり、ちょっとへこみがありまして、わずかな金額ですが、修理をすることとなっております。これについては、保険会社から直接支払われることとなっておりますので、自動車保険はそちらを使うと。実は自己破損の関係がありまして、自分の持ち物で自分の家をやっております、そのたまたまやったものが町の公共施設でありましたので、町が加入してい

る建物共済保険を使って、こちら100%補償ですので、こちらを利用したいと、そういうことでもあります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 最初のほうは分かりました。ただ、キャッシュカードをつくる場合でも、お金を払ってキャッシングを求めるわけですから、当然、そういう行為はありますよね、キャッシングというの。だから、そこら辺も含めてきちっとやると同時に、先ほど子供たちの分もあってあれば、今ですから携帯のことをもう1回考えてほしいと思います。携帯で、ポイントで支払う場合はどうするのかというの、今、一番いいのではないかなと思っています。

今、副町長の説明あったように、ショベルの件なのですけれども、自分の物を自分でぶつけてしまった、敷地内だから。だけれども、ショベルの保険は使えるよね、ショベルは自分のショベル分だけしか使わないのかい。免責分、だけれども、そは免責でいいのでしょうか。支払いは。保険だから恐らく免責分を払えば、それで済むのよね、車。仮に50万円かかっても3万円の免責分で済むと思うから、ここら辺はもう少しきちっとしたほうがいいと思うな、僕は、そうだね。（発言する者あり）再度、もう1回だけ答弁お願いします。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） まず、ショベルの関係につきまして、対物が対象にならないということで、ただ、ショベルの分、自分の分だけは全額ききますので、それについては車のほうの保険を使って修理します。

建物は対物はききませんので車のほうを使わないで、町で入っている建物共済のほうで利用したということでもあります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） マイナポイントを付与できるキャッシュカードの種類で明確になっていますので、それを確認しながら、当然、携帯での決済もできますので、確認しながら町民の方に説明したいと思います。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） マイナンバーカード普及促進事業についてお伺いします。

たびたび今の質問の答弁のほうでもありましたが、新規取得奨励費ということで500人の方を想定されていますが、これも一応、国の普及促進と伴って、今年度ということで500人ということでしたが、あくまでも普及、陸別町の独自の250万円だと思うのですが、500人ということで、言ってしまったら普及のための先着という形にな

るのか、年度いっぱいだったら500人超えても、これを拡大するということも考えているのかお聞きします。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 先着ではなくて、予算が超えれば補正等の対応をしたいと思います。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第48号令和4年度陸別町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（本田 学君） これで、本日の日程は、全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年陸別町議会第2回臨時会を閉会します。

閉会 午前10時54分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員